

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成30年 6 月14日

【計算期間】

第3期 （自 平成29年3月16日
至 平成30年3月15日）

【ファンド名】

楽天ETF - 日経ダブルインバース指数連動型

【発行者名】

楽天投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 東 眞之

【本店の所在の場所】

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

【事務連絡者氏名】

石舘 真

【連絡場所】

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

【電話番号】

03-6432-7746

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、日経平均ダブルインバース・インデックスを対象指数とし、基準価額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目指して運用を行います。

日経平均ダブルインバース・インデックスは、日々の騰落率を日経平均株価の騰落率の - 2（マイナス2）倍として計算された指数で、2001年12月28日の指数値を100,000ポイントとして計算されています。

信託金限度額

受益権の信託金限度額は、1兆円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において以下のように分類・区分されます。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国 内	株 式	M M F	インデックス型
追加型投信	海 外	債 券	M R F	特 殊 型
	内 外	不動産投信 その他資産 () 資 産 複 合	E T F	

なお、当ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株 式	年 1 回	グローバル	
一 般		日 本	
大 型 株	年 2 回	北 米	日経225
中小型株		欧 州	
債 券	年 4 回	ア ジ ア	T O P I X
一 般		オセアニア	
公 債	年 6 回(隔月)	中 南 米	
社 債		アフリカ	その他
その他債券	年12回(毎月)	中近東(中東)	(日経平均ダブル
クレジット属性		エマージング	インバース・イン
()	日 々		デックス)
不 動 産 投 信			
そ の 他 資 産	そ の 他		
(株価指数先物取引)	()		
資 産 複 合			
()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

なお、ファンドが該当する各区分（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産 (株価指数先物取引)	目論見書または投資信託約款において、主として株価指数先物取引に投資する旨の記載があるものをいいます。
年 1 回	目論見書または投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
その他の指数	日経225、TOPIXにあてはまらないすべてのものをいいます。

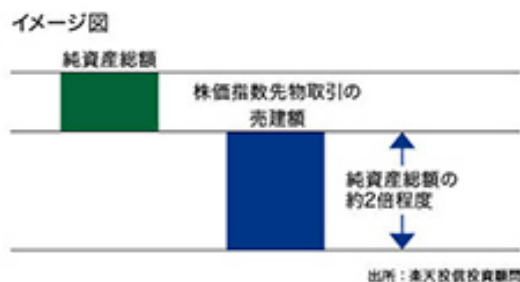
ファンドは、株価指数先物取引のうち日経平均株価を対象とするものを主要投資対象とします。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（株価指数先物取引））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

ファンドの特色

当ファンドは、日経平均ダブルインバース・インデックスを対象指数とし、基準価額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目指して、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用します。

- わが国の株価指数先物取引およびわが国の短期公社債に投資します。
- 株価指数先物取引の売建て総額が純資産総額に対して約2倍程度となるように調整を行います。



※上図は、当ファンドの運用のイメージを説明するためのものであり、実際の運用状況を保証するものではありません。

※追加設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、原則として当日中に株価指数先物取引などのデリバティブ取引により対応します。

※資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

- 受益権は、東京証券取引所に上場されています。

取引所における売買単位は、1口単位です。

取引方法は、原則として株式と同様です。

- 追加設定は、現金により行います。

追加設定は1,000口以上100口単位となります。

- 解約請求により換金を行うことができます。

受益権をもって株式と交換することはできません。

換金は1,000口以上100口単位となります。

- 毎年3月15日に決算を行います。

毎決算時に、配当等収益から諸経費および信託報酬等を控除した後の全額について分配することを原則とします。ただし分配金がゼロとなる場合もあります。

収益分配金は、名義登録受益者（計算期間終了日において氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者）に対して支払われます。

● ファンドの仕組み

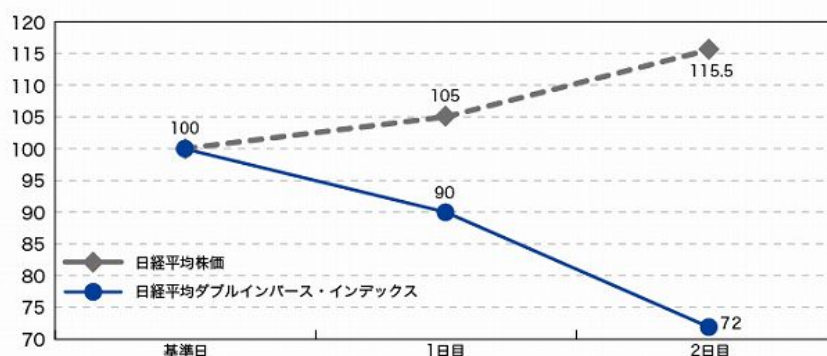


日経平均ダブルインバース・インデックスの値動きについて

「日経平均ダブルインバース・インデックス」は、変動率が「日経平均株価」の日々の変動率の－2倍となるように算出されているため、前営業日と比較するとその変動率は「日経平均株価」の－2倍となりますが、2営業日以上離れた日との比較においては、「日経平均株価」の変動率の「－2倍」になるわけではありません。

<例1>日経平均株価が1日目に5%上昇し、2日目に10%上昇した場合

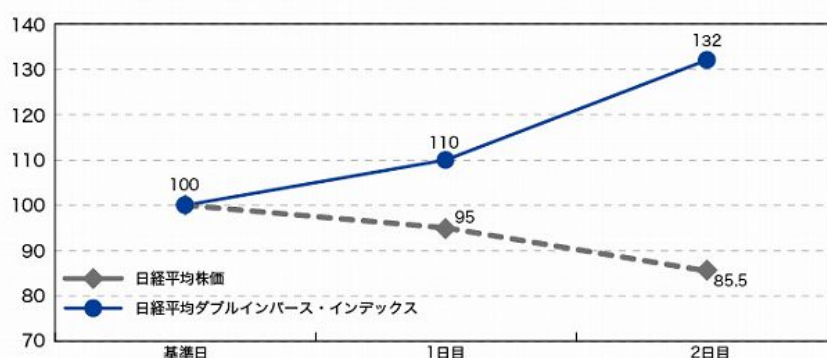
	基準日	1日目	2日目	2日目と基準日の比較
日経平均株価	100	105	115.5	15.50%
(前日比)	-	5%	10%	
日経平均ダブルインバース・インデックス	100	90	72	-28.00%
(前日比)	-	-10%	-20%	



「2日目」と「基準日」を比較した場合、日経平均株価が15.5%上昇したのに対し、「日経平均ダブルインバース・インデックス」は28%下落しており、その変動率は原指標の変動率の－2倍とはなっていません。

<例2>日経平均株価が1日目に5%下落し、2日目に10%下落した場合

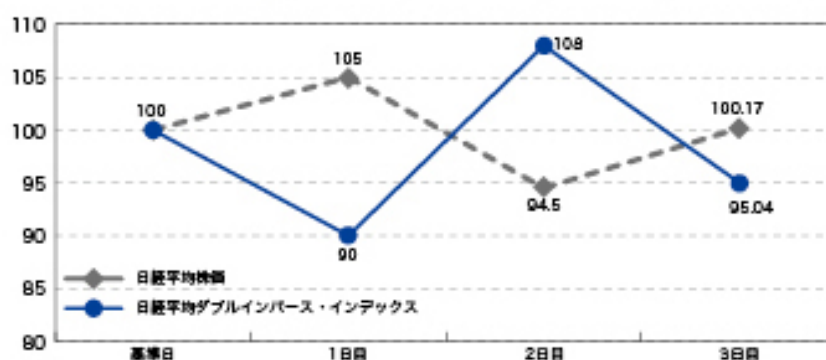
	基準日	1日目	2日目	2日目と基準日の比較
日経平均株価	100	95	85.5	-14.50%
(前日比)	-	-5%	-10%	
日経平均ダブルインバース・インデックス	100	110	132	32.00%
(前日比)	-	10%	20%	



「2日目」と「基準日」を比較した場合、日経平均株価が14.5%下落したのに対し、「日経平均ダブルインバース・インデックス」は32%上昇しており、その変動率は原指標の変動率の－2倍とはなっていません。

＜例3＞日経平均株価が1日目に5%上昇し、2日目に10%下落し、3日目に6%上昇した場合

	基準日	1日目	2日目	3日目	3日目と基準日の比較
日経平均株価	100	105	94.5	100.17	0.17%
(前日比)	-	5%	-10%	6%	
日経平均ダブルインバース・インデックス	100	90	108	95.04	-4.96%
(前日比)	-	-10%	20%	-12%	



「3日目」と「基準日」を比較した場合、日経平均株価はほぼ変わらず(0.17%)であるのに対し、「日経平均ダブルインバース・インデックス」は4.96%下落しており、その変動率は原指標の変動率の-2倍とはなっていません。

※各表およびグラフは、原指標である日経平均株価の値動きと対象指数である日経平均ダブルインバース・インデックスの値動きの関係をわかりやすく説明するための例示およびイメージ化したものであり、実際の値動きとは異なります。

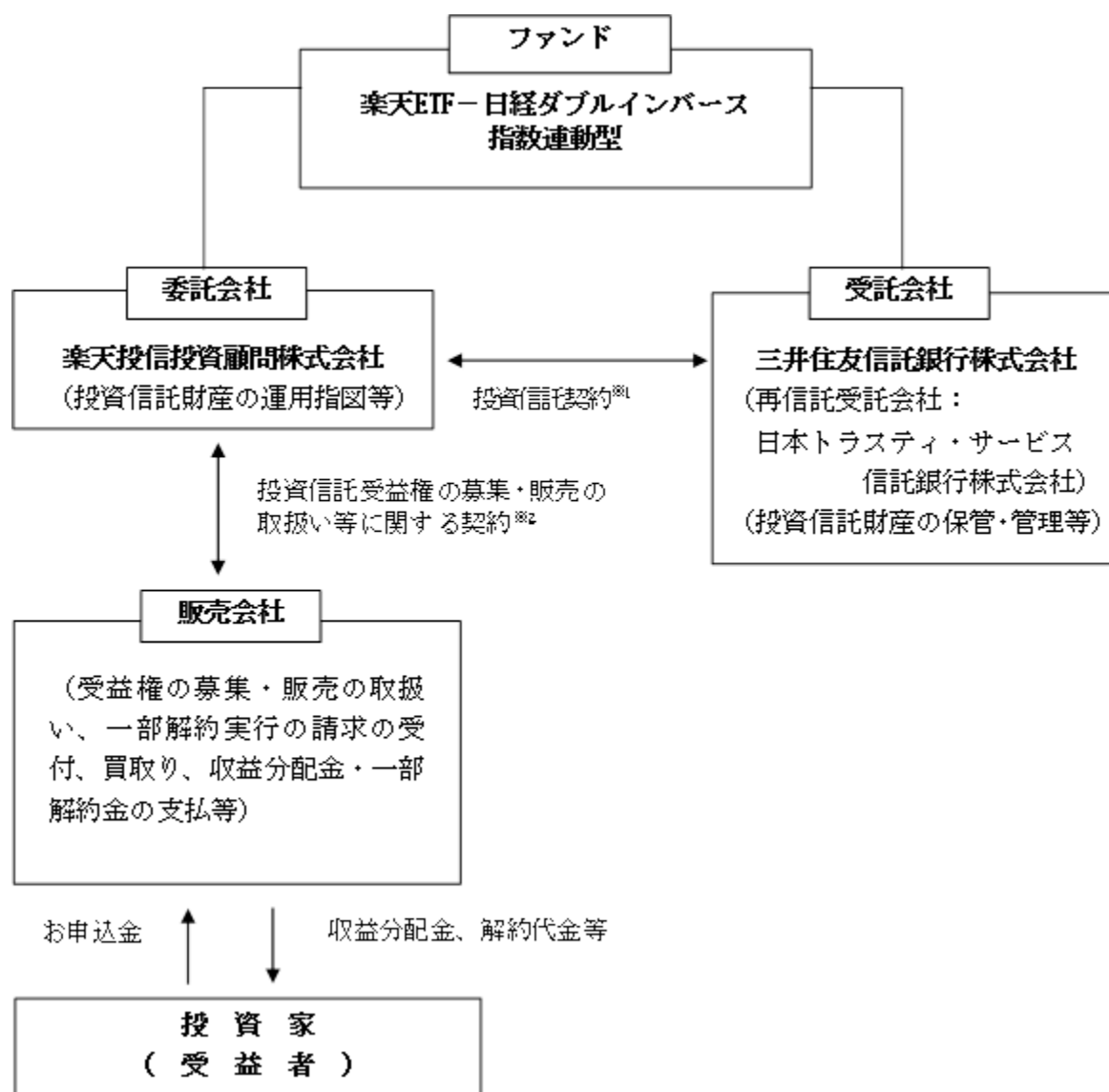
(2) 【ファンドの沿革】

平成27年7月14日 投資信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

平成27年7月15日 受益権を東京証券取引所に上場

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容等が含まれています。
- 2 投資信託を取扱うルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。販売会社が行う募集の取扱い、収益分配金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容等が含まれています。

委託会社の概況

イ．資本金の額（平成30年4月末日現在）

資本金 150百万円

ロ．会社の沿革

平成18年12月28日：「楽天投信株式会社」設立

平成20年1月31日：金融商品取引業者登録〔関東財務局長（金商）第1724号〕

平成21年4月1日：株式会社ポラスター投資顧問と合併、商号を「楽天投信投資顧問株式会社」に変更

ハ．大株主の状況（平成30年4月末日現在）

名称	住所	所有株式数	所有比率
楽天株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目 14番1号	13,000 株	100 %

2【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

当ファンドは、日経平均ダブルインバース・インデックスを対象指数とし、基準価額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目指して運用を行います。

運用の方法

イ．主要投資対象

わが国の株価指数先物取引およびわが国の短期公社債を主要投資対象とします。

ロ．投資態度

- （a）日経平均ダブルインバース・インデックスを対象指数とし、基準価額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目指して、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を活用します。当該取引の売建て総額が純資産総額に対して約2倍程度になるように調整を行います。
- （b）原則として、投資信託財産に短期公社債を組入れます。
- （c）追加設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、原則として当日中に株価指数先物取引などのデリバティブ取引により対応します。
- （d）この投資信託を終了することとなった場合は、上記のような運用ができない場合があります。
- （e）資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

イ．株式への投資割合には、制限を設けません。

ロ．投資信託証券（ただし、上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５％以下とします。

ハ．デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

ニ．外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

日経平均ダブルインバース・インデックスについて

- 「日経平均ダブルインバース・インデックス」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均ダブルインバース・インデックス」自体および「日経平均ダブルインバース・インデックス」を算定する手法、さらには「日経平均ダブルインバース・インデックス」を算出する際の根拠となる「日経平均株価」に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- 「日経」及び「日経平均ダブルインバース・インデックス」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。
- 「楽天ETF - 日経ダブルインバース指数連動型」は、投資信託委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用および「楽天ETF - 日経ダブルインバース指数連動型」の取引に関して、一切の責任を負いません。
- 株式会社日本経済新聞社は、「日経平均ダブルインバース・インデックス」および「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。
- 株式会社日本経済新聞社は、「日経平均ダブルインバース・インデックス」および「日経平均株価」の計算方法など、その内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

（２）【投資対象】**投資の対象とする資産の種類**

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

イ．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- １．有価証券
- ２．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りません。）
- ３．金銭債権
- ４．約束手形

ロ．次に掲げる特定資産以外の資産

- １．為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

イ．委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証書
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証書と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- ８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- ９．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- １０．コマーシャル・ペーパー

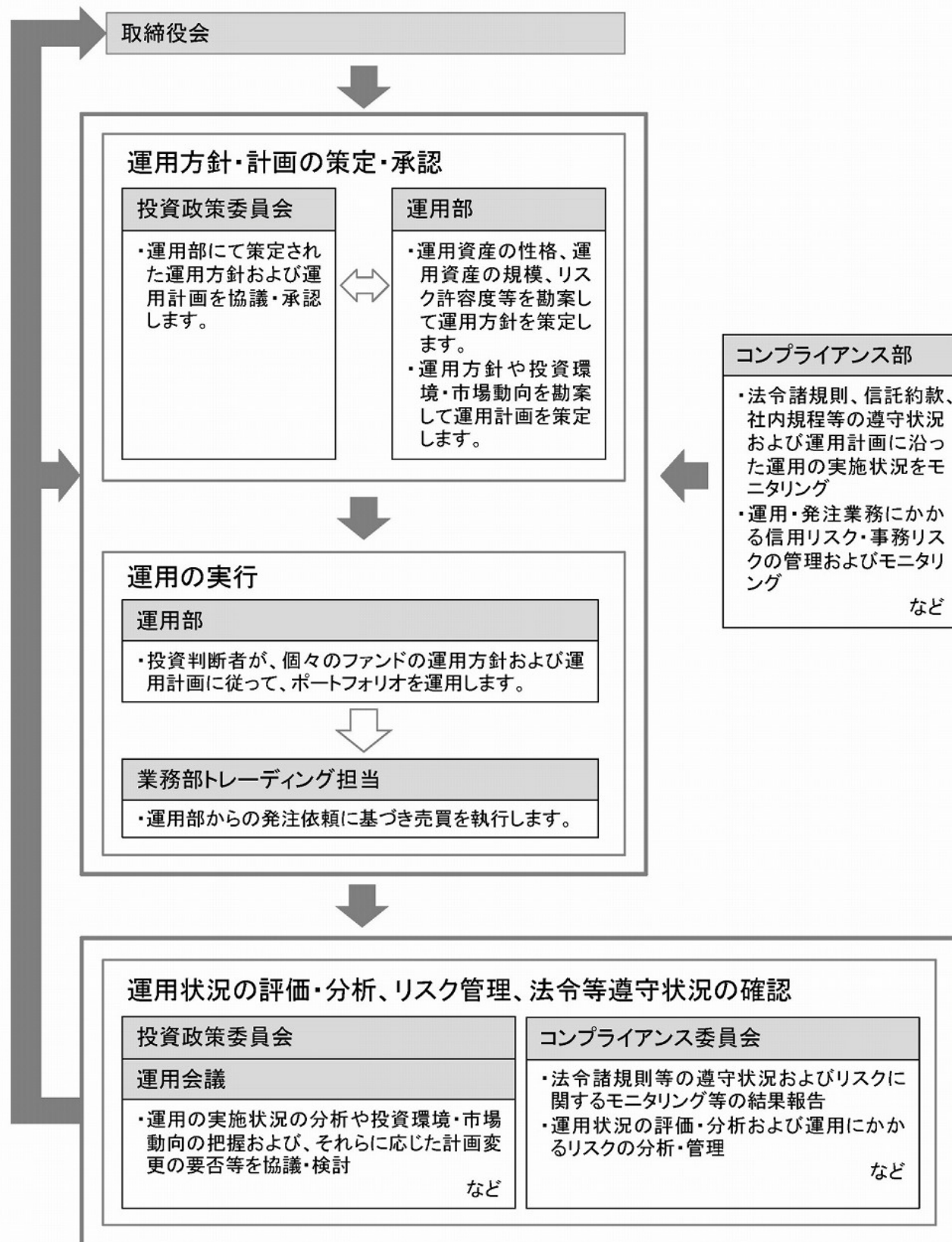
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券、第14号の証券のうち投資法人債券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ロ. 委託会社は、信託金を、上記イ. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ハ. 上記イ. の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記ロ. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- 二. 委託会社は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（３）【運用体制】

当ファンドの運用体制は、以下の通りです。

- ・「投資政策委員会」は、代表取締役が直轄する会議体として、経済環境や市場動向等の調査・分析に基づき、運用方針、運用計画等の運用に関する事項を協議・検討し、決定します。
- ・「運用会議」は、運用計画等に基づく運用の実施状況や投資環境・市場動向等を勘案して運用計画の変更の要否等の検討を行うなど、具体的な運用に関する事項を協議・検討します。
- ・運用部は「投資政策委員会」で決定された運用計画に従って運用を実行します。

- ・ コンプライアンス部は、法令等、投資信託約款および社内規程等の遵守状況の確認を行います。



運用体制は平成30年4月末日現在のものであり、今後、変更になる場合があります。

当社は、ファンドの適正な運用、受益者との利益相反となる取引の防止を目的として「内部者取引管理規程」「利益相反取引管理規程」等の社内諸規則を設けております。また、「運用の基本方針」「運用業務規程」「運用管理規程」等を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めています。

（４）【分配方針】

毎決算時（毎年3月15日の年1回。）に配当等収益（受取配当金、配当株式、受取利息、貸付有価証券に係る品貸料およびその他の収益金の合計額から支払利息を控除した額をいいます。）から諸経費および信託報酬等を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。

売買益が生じても、分配は行いません。

（５）【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

イ．株式への投資割合

株式への投資割合には、制限を設けません。

ロ．投資信託証券への投資割合

委託会社は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ハ．デリバティブの利用

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

ニ．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

ホ．投資する株式等の範囲

（a）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

（b）上記（a）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ヘ．信用取引の指図範囲

（a）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（b）上記（a）の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（c）投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（b）の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ト．先物取引等の運用指図

（a）委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。また、有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）、有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- (b) 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

チ．スワップ取引の運用指図

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、投資信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (d) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- (e) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

リ．金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、投資信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ヌ．デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定める合理的方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ル．有価証券の貸付の指図および範囲

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式、公社債および上場投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - 3．上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、投資信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

- (b) 上記(a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ワ．公社債の空売りの指図範囲

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（投資信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 上記(a)の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の売り付けに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

フ．公社債の借入れ

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れを行うことの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) 上記(a)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) 上記(a)の借入れに係る品借料は投資信託財産中から支払われます。

力．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ロ．外国為替予約の指図

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) 上記(a)の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) 上記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

タ．信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

レ．資金の借入れ

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の

返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 上記(a)の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%以内

(c) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

(d) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

法令に定める投資制限

イ. 委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

当ファンドの主なリスクおよび留意点

当ファンドは、公社債や株式等値動きのある証券に投資し、主として株価指数先物取引を積極的に活用します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。従って、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

投資家の皆様には、当ファンドが有するリスクについてご理解のうえ投資判断をしていただきますようお願いいたします。

イ. 株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受けて下落するリスクをいいます。株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産等に陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少することがあり、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。当ファンドは、株価指数先物取引の売建額が、原則として投資信託財産の純資産総額の約2倍程度となるように調整を行いますので、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は日々非常に大きく変動します。従って、株式市場が上昇した場合にはその影響を受け当ファンドの基準価額が大きく下落し、株式市場が下落した場合にはその影響を受け当ファンドの基準価額が大きく上昇することになります。

ロ. 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、金利水準の大きな変動は、株式市場に影響を及ぼす場合があり、債券市場のほか株式市場を通じて当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

ハ. 信用リスク

信用リスクとは、当ファンドが投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付の変更に伴い価格が下落するリスクもあります。さらに、当該発行体が企業の場合には、その企業の株価が下落する要因となります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

二．流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドにおいて特に流動性の低い有価証券等を売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

ホ．その他の留意点

- (a) 当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- (b) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- (c) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- (d) 短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- (e) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被り基準価額が下落する可能性があります。
- (f) 当ファンドは、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用することにより、基準価額の変動率を対象指数の連動率に一致させることを目指して運用を行いますが、次のような要因により、対象指数と一致した運用成果をお約束できるものではありません。

株価指数先物取引の売建玉の時価総額が必ずしも純資産総額の2倍と同額とならないこと

日経平均株価の値動きと、利用する株価指数先物取引の値動きが必ずしも一致しないこと

追加設定・解約等に対応するために行った株価指数先物取引の約定価格と終値の差

株価指数先物取引のロールオーバー（短い限月の取引を決済し、より長い限月の取引へ乗り換える）時、限月間に価格差（スプレッド）があること

公社債等の短期金融商品への投資による利子収入等があること

売買委託手数料、信託報酬、監査報酬等のコスト負担

かい離する要因は、上記に限定されるものではありません

- (g) 主として、以下のような状況が発生した場合、「投資方針」に従った運用ができない場合があるため、対象指数と一致した運用成果をお約束できるものではありません。

先物市場において取引規制が行われた場合

運用資金（ファンドの純資産総額）が少額の場合

委託証拠金の水準が一定以上に引き上げられた場合

株式市場の大幅な変動や急激な変動などにより先物取引が成立せず、必要な取引数量のうち全部または一部が取引不成立となった場合
かい離する要因は、上記に限定されるものではありません

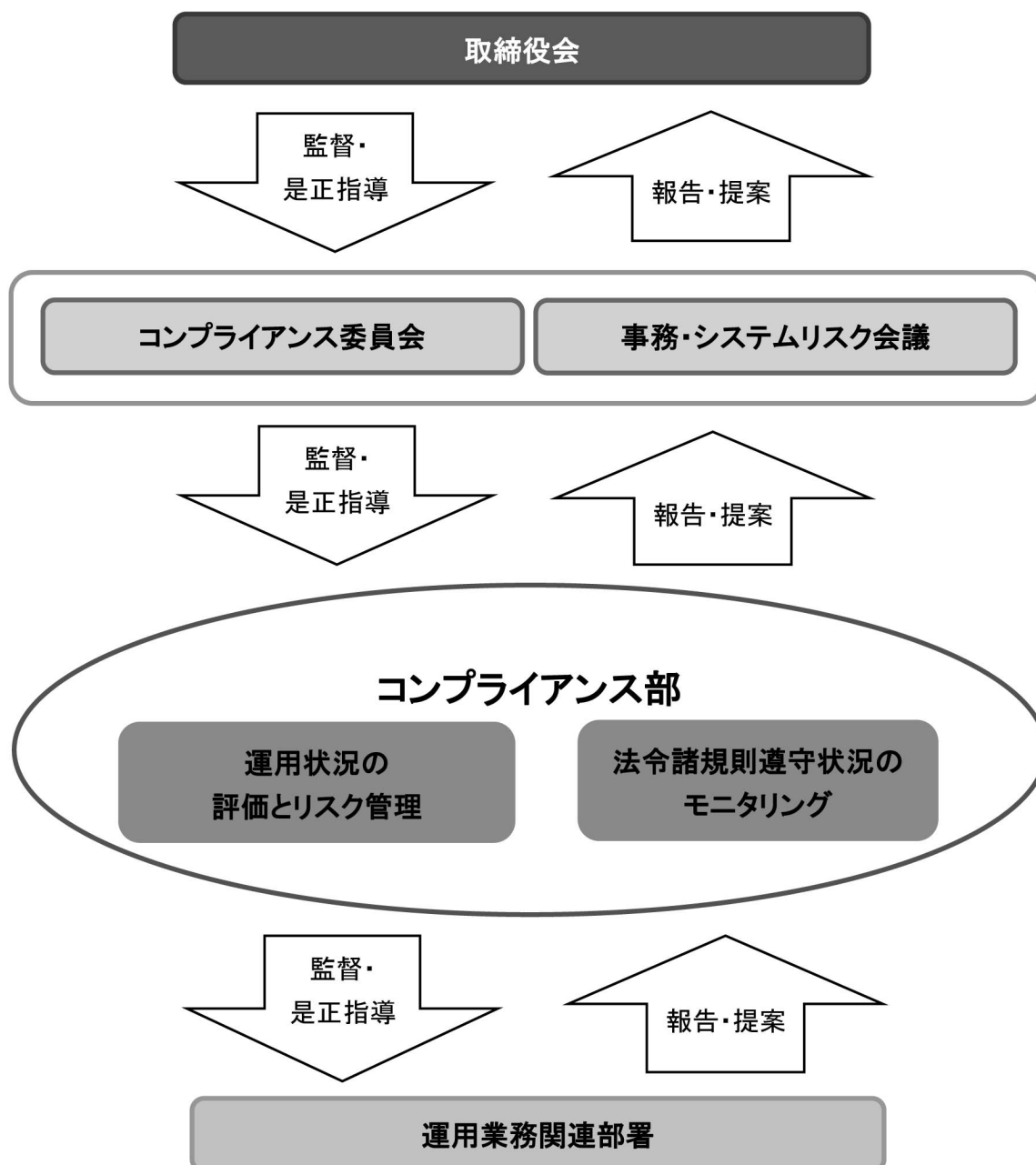
(h) ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。従って、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

(i) 「日経平均ダブルインバース・インデックス」に内在する性質に関する注意点

対象指数とする「日経平均ダブルインバース・インデックス」は原指標の「日経平均株価」の変動率の「- 2 倍」（マイナス 2 倍）の値動きになる指数で、「日経平均株価」の1日の変化率（前日終値と当日終値とを比較して算出）を「- 2 倍」したものを前日の指数値に乗じて算出されます。対象指数と原指標は完全な逆相関ではないため、複数日以上以上の計算期間では、複利効果のため指数値は一般的に「日経平均株価」の変動率の「- 2 倍」とはならず、計算上、差が生じます。この差は当該期間中の「日経平均株価」の値動きによって変化し、プラスの方向にもマイナスの方向にもどちらにも生じる可能性があります。一般に、「日経平均株価」の値動きが一定の範囲内で上昇・下落を繰り返した場合に、マイナスの方向に差が生じ、対象指数は逓減する可能性が高くなります。また、一般に、当該期間が長くなればなるほどその差が大きくなり、対象指数の逓減が強まる特性を持ちます。従って、当ファンドは、一般的に中長期の投資には向かず、比較的短期間の投資に向く金融商品です。また、原指標に連動するファンドに比べ、当ファンドでは利益・損失の額が大きくなることにも注意が必要です。

投資リスクに対する管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。



* 全社的なリスク管理

委託会社では、コンプライアンス部を設置し全社的なリスク管理を行っています。法令諸規則等の遵守状況やリスク管理状況については、コンプライアンス委員会や事務・システムリスク会議を通じて取締役会に報告されます。

また、コンプライアンス部は各種リスク（運用リスク、事務システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告やリスクの低減に係る施策などの構築を行っています。

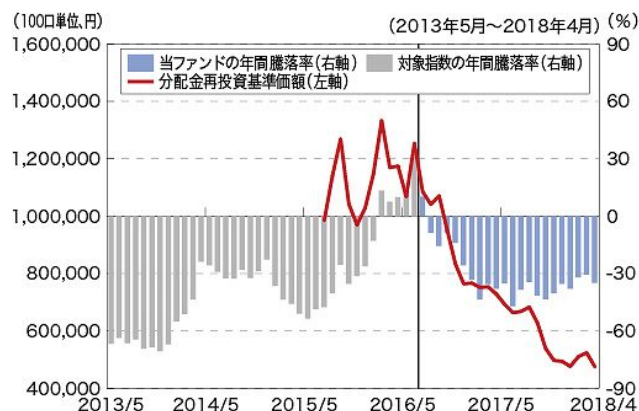
* 運用状況の評価・分析とリスク管理

コンプライアンス部は、投資信託財産についての運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク管理状況のモニタリングを行い、その評価と分析の結果をコンプライアンス委員会に報告し、必要に応じて関連部にその対応等を指示し、適切な管理を行います。また、コンプライアンス委員会の内容は、毎月取締役会に報告されます。

* 上記体制は、本書提出日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

参考情報

■ ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

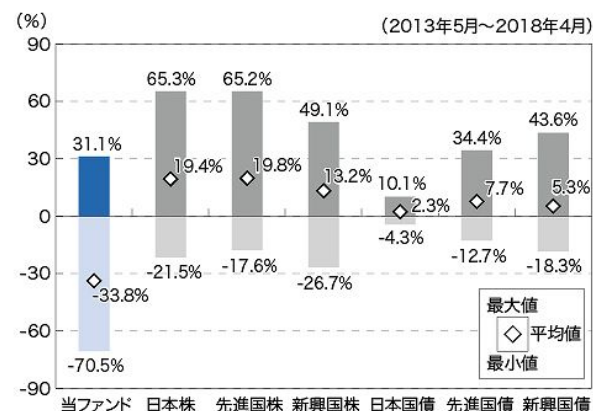


※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。なお、2016年6月までは、対象指数の騰落率を表示しております。

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。（分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。）

■ ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう、上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。なお、当ファンドにかかる2016年6月までの年間騰落率については、対象指数を用いて算出しています。

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの騰落率は以下の各指数の騰落率です。

日本株…S&P日本総合指数(トータル・リターン、円ベース)

先進国株…S&P先進国総合指数(除く日本、トータル・リターン、円換算ベース)

新興国株…S&P新興国総合指数(トータル・リターン、円換算ベース)

日本国債…FTSE日本国債インデックス(円ベース)

先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス(円換算ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、米ドルベースの各指数を楽天投信投資顧問が円換算しております。

※上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社は、当該販売会社が定める申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を取得申込者から徴収することができるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、商品説明ならびに事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料は販売会社がそれぞれ独自に定める手数料とします。

信託財産留保額はありません。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

換金時の事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年0.378%（税抜年0.35%）以内の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分および当該信託報酬を対価とする役務の内容は次の通りになります。

委託会社	年0.3348%（税抜0.31%）	委託した資金の運用の対価
------	-------------------	--------------

受託会社	年0.0432%（税抜0.04%）	運用財産の管理、委託会社からの 指図の実行の対価
------	-------------------	-----------------------------

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間終了日に当該終了日までに計上された金額ならびに信託終了時に終了日までに計上された金額を投資信託財産中から支弁するものとします。

なお、本書提出日現在における信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.378%（税抜年0.35%）の率を乗じて得た額となっており、信託報酬の配分については、次の通りとなっています。

委託会社 年0.3348%（税抜0.31%）

受託会社 年0.0432%（税抜0.04%）

また信託報酬に係る消費税等に相当する額は、投資信託財産中から支弁します。

* 税率は、平成30年4月末日現在のものであり、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

（４）【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息（下記に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」（消費税等に相当する金額を含みます。）といひます。）は、受益者の負担とし、随時、投資信託財産中から支弁します。

振替受益権にかかる費用、法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用、決算短信等開示の作成・印刷・交付にかかる費用、公告ならびに投資信託約款の変更または解約にかかる書面の作成・印刷・交付に係る費用、受益権の上場にかかる費用、対象指数の標章（これに類する標章を含みます。）使用料などの費用は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

* 本書提出日現在、標章使用料は投資信託財産の純資産総額に、年0.0432%（税抜0.04%）を乗じて得た額（ただし、10.8万円（税抜10万円）を下回る場合は10.8万円（税抜10万円））となります。

投資信託財産にかかる監査報酬は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間終了日に当該終了日までに計上された金額ならびに信託終了時に終了日までに計上された金額を、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。

投資信託財産で有価証券の売買を行う際に発生する売買委託手数料等、当該売買委託手数料等に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は、投資信託財産中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況により変動するものであり、事前に料率や上限額を表示することができません。また、手数料・費用等の合計額は、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、上場証券投資信託として扱われます。

個人の受益者の場合

１）収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、以下の税率で源泉徴収されます。また、申告不要制度を選択せずに、総合課税もしくは申告分離課税のいずれかを選択して確定申告を行うこともできます。

２）受益権の売却時、解約時および償還時

売却時、解約時および償還時の譲渡益については、譲渡所得とみなされ、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）においては、以下の税率で源泉徴収されます。

適用期間	所得税	復興特別所得税	地方税	合計
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成50年1月1日から	15%	-	5%	20%

（注1）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

（注2）少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

満20歳以上の方を対象とした少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3）損益通算について

売却時、解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子所得（申告分離課税を選択したものに限り、）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、売却時、解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等および特定公社債等の譲渡損と損益通算ができます。

法人の受益者の場合

1）収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、以下の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

2）受益権の売却時、解約時および償還時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

適用期間	所得税	復興特別所得税	合計
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
平成50年1月1日から	15%	-	15%

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成30年4月27日現在)

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
コマーシャル・ペーパー	2,000,000,000	20.24
内 日本	2,000,000,000	20.24
短期金融資産、その他（負債控除後）	7,879,203,159	79.76
純資産総額	9,879,203,159	100.00

その他資産の投資状況

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引（売建）	19,763,780,000	200.05
内 日本	19,763,780,000	200.05

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

（注2）株価指数先物取引は、実質エクスポージャーを基に構成比を計算しています。

（注3）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

（注4）株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日にもっとも近い最終相場や気配等、原則に準ずる方法で評価しています。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成30年４月27日現在）

	銘柄名 地域	種類	数量	簿価単価（円） 簿価金額（円）	評価単価（円） 評価金額（円）	利率（％） 償還期限	投資 比率 （％）
1	三井住友カードOTPB 日本	コマー シャル・ ペーパー	1,000,000,000	100.00 1,000,000,000	100.00 1,000,000,000	- -	10.12
2	三井住友F&L93HB 日本	コマー シャル・ ペーパー	1,000,000,000	100.00 1,000,000,000	100.00 1,000,000,000	- -	10.12

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別比率

投資有価証券の種類	投資比率（％）
コマーシャル・ペーパー	20.24
合計	20.24

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

（平成30年４月27日現在）

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価金額 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （％）
株価指数先物取引	日本	日経２２５先物	売建	878	18,758,821,216	19,763,780,000	200.05

（注１）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

（注２）株価指数先物取引は、実質エクスポージャーを基に構成比を計算しています。

（注３）株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日にもっとも近い最終相場や気配等、原則に準ずる方法で評価しています。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

平成30年４月27日現在および同日前1年以内における各月末営業日および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額		１口当たりの純資産額		東京証券 取引所 取引価格 （円）
	（分配落） （円）	（分配付） （円）	（分配落） （円）	（分配付） （円）	
第1計算期間末 （平成28年 3月15日）	6,940,235,518	6,940,235,518	11,471.46	11,471.46	11,440
第2計算期間末 （平成29年 3月15日）	8,817,995,552	8,817,995,552	7,151.08	7,151.08	7,140
4月末日	9,304,536,361	-	7,279.98	-	7,290
5月末日	10,151,279,702	-	6,924.00	-	6,930
6月末日	11,717,227,671	-	6,634.52	-	6,640
7月末日	11,914,757,579	-	6,678.30	-	6,690
8月末日	10,237,030,985	-	6,828.78	-	6,850
9月末日	11,662,778,388	-	6,273.35	-	6,280
10月末日	12,850,387,108	-	5,383.26	-	5,360
11月末日	11,943,956,176	-	4,972.30	-	4,980
12月末日	11,358,987,249	-	4,938.48	-	4,930
平成30年 1月末日	11,534,558,790	-	4,764.18	-	4,760
2月末日	10,186,691,164	-	5,109.70	-	5,110
第3計算期間末 （平成30年 3月15日）	10,148,363,245	10,148,363,245	5,210.70	5,210.70	5,210
3月末日	9,425,695,597	-	5,237.66	-	5,240
4月末日	9,879,203,159	-	4,745.97	-	4,760

【分配の推移】

	１口当たり分配金 （円）
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	14.7
第2計算期間	37.7
第3計算期間	27.1

（注）収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。なお、収益率は小数第2位を四捨五入しています。

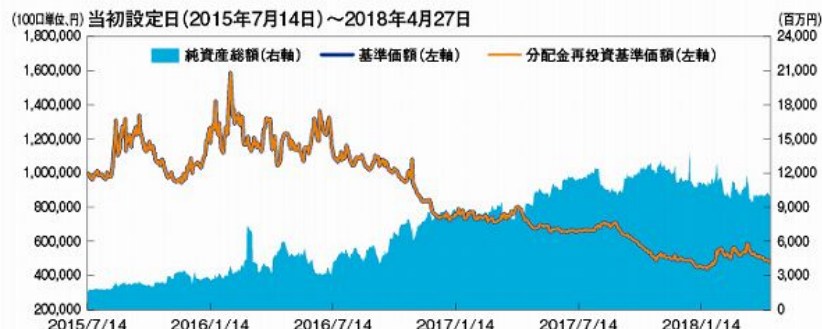
（参考情報）運用実績

2018年4月27日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

(100口単位、円) 当初設定日(2015年7月14日)～2018年4月27日



基準価額	474,597円
純資産総額	9,879百万円

※基準価額は100口当たりで表示しています。

※「分配金再投資基準価額」は、税引前分配金を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移（100口当たり、税引前）

決算期	第1期 2016年3月	第2期 2017年3月	第3期 2018年3月	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

資産別構成	投資比率
株式	0.0%
公社債	0.0%
短期金融資産、その他	100.0%
合計	100.0%
株式先物	△200.1%

※投資比率は、純資産総額に対する各資産の評価額の比率です。

※株式先物は、日経225先物です。実質エクスポージャーを基に構成比を計算しています。

年間収益率の推移（暦年ベース）



※ファンドの「年間収益率」は、「税引前分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※2009年から2014年は対象指数の年間収益率を表しています。

※2015年は設定日(2015年7月14日)から年末まで、2018年は4月末までの騰落率を表しています。

※対象指数の情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1計算期間	931,000	326,000	605,000
第2計算期間	2,546,100	1,918,000	1,233,100
第3計算期間	3,230,000	2,515,500	1,947,600

（注）当初設定数量は160,000口です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- イ．取得申込者は、1,000口以上100口単位をもって、取得申込受付日の基準価額で購入することができます。
取得申込者は、販売会社取引口座を開設の上、申込金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。
- ロ．取得申込みの受付は、原則として営業日の午後2時以前で販売会社が定める時限までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。
- ハ．委託会社は、原則として、次の1．から3．に該当する場合は、取得申込みの受付を停止します。ただし、次の1．から3．に該当する場合であっても、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合については、取得申込みを受付ける場合があります。
 - 1．毎計算期間終了日の5営業日前から前営業日まで
 - 2．当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
 - 3．前1．または2．のほか、委託会社が投資信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- ニ．販売会社は、当該販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を、取得申込者から徴収することができるものとします。
- ホ．委託会社は、株価指数先物取引のうち、主として取引を行うものについて、次の1．または2．に該当する場合には、当日の取得申込みの受付中止、当日の取得申込みの取り消しまたはその両方を行うことができます。
 - 1．当該先物取引に係る取引所の当日の午後立会が行われないうち、もしくは停止されたとき
 - 2．当該先物取引に係る取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引に係る呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき
- ヘ．委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、当ファンドの取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。
- ト．取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。委託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関に対し当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

- イ．受益者は、1,000口以上100口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、受付は原則として営業日の午後2時以前で販売会社が定める時限までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。
- ロ．委託会社は、原則として、次の1．から3．に該当する場合は、受益権の一部解約請求の申込みの受付を停止します。ただし、次の1．から3．に該当する場合であっても、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合については、受益権の一部解約請求の申込みを受付ける場合があります。

- １．毎計算期間終了日の5営業日前から前営業日まで
 - ２．当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
 - ３．前１．または２．のほか、委託会社が投資信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- ハ．受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ニ．委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ホ．一部解約の価額は、一部解約請求日の基準価額とします。

委託会社のお問い合わせ先 楽天投信投資顧問株式会社 お客様窓口：電話番号 03 - 6432 - 7746 受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス： http://www.rakuten-toushin.co.jp/

* 基準価額につきましては、上記の委託会社のホームページに掲載されます。

- ヘ．一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- ト．販売会社は、当該販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を、受益権の一部解約請求者から徴収することができるものとします。
- チ．委託会社は、株価指数先物取引のうち、主として取引を行うものについて、以下の１．または２．に該当する場合は、この投資信託契約の一部解約の実行の請求受付を中止、当日の一部解約の実行の請求の取り消しまたはその両方を行うことができます。
- １．当該先物取引に係る取引所の当日の午後立会が行われないうち、もしくは停止されたとき
 - ２．当該先物取引に係る取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引に係る呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき
- リ．委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ヌ．上記チ．またはリ．により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記ホ．の規定に準じて計算された価額とします。
- ル．委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、運用の基本方針に沿った範囲において、当該一部解約に係る受益権の投資信託財産に対する持分に相当する円貨をもって、この信託契約の一部を解約します。なお、一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は100口単位で表示されます。

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、委託会社（下記の照会先を参照。）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

委託会社のお問い合わせ先
 楽天投信投資顧問株式会社
 お客様窓口：電話番号 03 - 6432 - 7746
 受付時間：営業日の午前 9 時から午後 5 時まで
 ホームページアドレス：http://www.rakuten-toushin.co.jp/

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数に乗じて得た額とします。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

投資対象	評価方法
株価指数先物取引	原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段等または最終相場で評価
公社債等	原則として基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） 価格情報会社の提供する価額
株式	原則として基準価額計算日の取引所の終値で評価

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします。ただし、（５）１）により投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

計算期間は、毎年3月16日から翌年3月15日までとします。ただし、最終計算期間の終了日は投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

１）信託の終了（繰上償還）

イ．委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、投資信託契約を解約し繰上償還させることができます。

- a 受益者の解約により受益権の総口数が10万口を下回ることとなった場合。
- b 繰上償還することが受益者のために有利であると認めたとき。
- c やむを得ない事情が発生したとき。

ロ．この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。

ハ．委託会社は、投資信託約款の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合、対象指数が廃止されたとき、対象指数の公示性または市場性が失われたとき、対象指数に継続性を失わせるような改定が行われたとき等で、それに代わる新たな対象指数を定めることができない場合は、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了させます。なお、すべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された場合には、委託会社は、その廃止された日に、信託を終了するための手続きを開始するものとします。

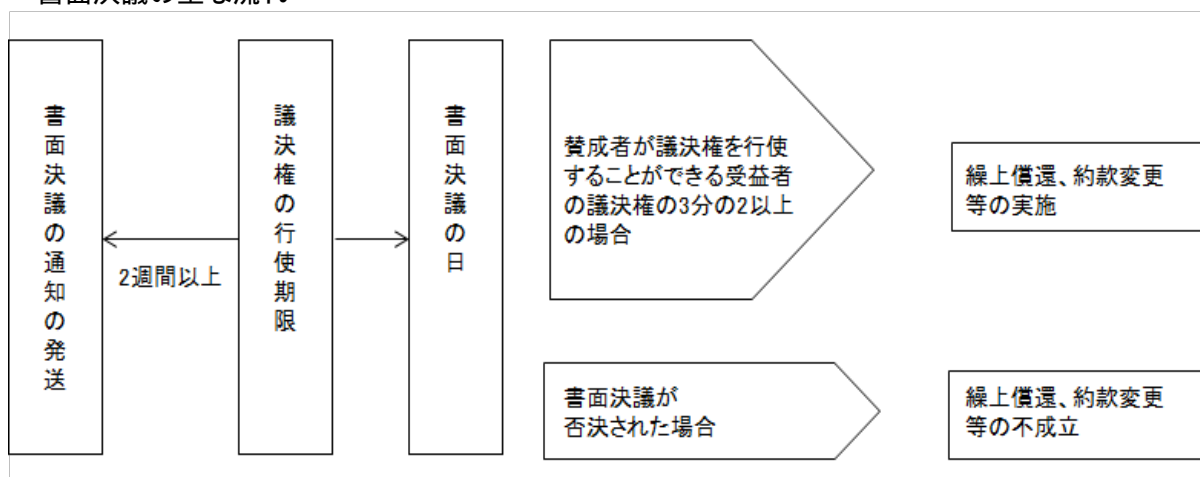
ニ．委託会社は、監督官庁よりこの投資信託約款の解約の命令を受けたとき等には、下記「書面決議」の手続きは適用せず、投資信託契約を解約し繰上償還させます。

ホ．繰上償還を行う場合は、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

２）投資信託約款の変更等

- イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この投資信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドの併合（以下「信託併合」といいます。）を行うことができるものとします。投資信託約款の変更または信託併合を行う際は、あらかじめ委託会社はその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
 - ロ．委託会社は、上記イ．の事項（変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。
 - ハ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、下記「書面決議」の規定に従います。
この投資信託約款は、上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 3) 書面決議
- イ．繰上償還、重大な約款の変更等に対して委託会社は書面決議を行います。あらかじめ、書面決議の日、内容、理由等を定め、決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知っている受益者に対して書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を行います。
 - ロ．受益者は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。受益者が議決権を行行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
 - ハ．書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ニ．繰上償還、重大な約款の変更等に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。
 - ホ．当ファンドにおいて信託併合の書面決議が可決された場合であっても、併合に係る他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、他のファンドとの併合を行うことはできません。

< 書面決議の主な流れ >



4) 反対者の買取請求権

ファンドの投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手続きに関する事項は、上記3) 書面決議で規定する書面に記載します。

5) 投資信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期間末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。また、受託会社は、信託終了時は最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

6) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

イ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は上記の「2) 投資信託約款の変更等」に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

ロ．委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

7) 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

なお、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法とします。

8) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

9) 投資信託約款に関する疑義の取扱い

投資信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

10) 関係法人との契約更改に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）は、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社、販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについても同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金および償還金に係る請求権

<支払方法>

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に应じて請求する権利を有します。

受託会社は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者（以下「名義登録受益者」といいます。）を当該計算期間終了日における収益分配金受領権者とし、収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。なお、受託会社は他の証券代行会社等、受託会社が適当と認める者と委託契約を締結し、名義登録にかかる事務を委託することができます。

受益者は、原則として前 に規定する登録を当ファンドの受益権が上場されている金融商品取引所の取引参加者（口座管理機関であるものに限り、以下同じ。）を経由して行うものとします。この場合、当該取引参加者は、当該取引参加者が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は、前 に規定する登録を受託会社に対して直接行うことができます。

社振法関係法令等に基づき、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益権の名義登録の手続きは原則として以下のとおりとします。

イ．受益権は、前 の取引参加者の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。

ロ．前 の取引参加者は、計算期間終了日までに当該取引参加者にかかる前イ．の受益権の受益者の指名もしくは名称および住所その他受託会社が定める事項を書面等により受託会社に届出するものとします。また、届出た内容に変更が生じた場合は、当該取引参加者所定の方法による当該受益者からの申出に基づき、当該取引参加はこれを受託会社に通知するものとします。

ハ．前 .の取引参加者は、計算期間終了日現在の当該取引参加者にかかわる全イ．の受益権の受益者の振替機関の定める事項を（当該取引参加者が直接口座管理機関でない場合は、その上位期間を通じて）振替機関に報告するとともに、振替機関は業務規程等に基づき、これを受託会社に通知するものとします。

投資信託契約締結当初および追加信託時の受益者については、前 に規定する登録を行ったうえで、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されるものとします。

前 に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該収益分配金を振込む方式により行うものとします。なお、名義登録受益者が前 に規定する取引参加者と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。

償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で乗じて得た額をいいます。以下同じ）は、信託終了後40日以内の委託会社の指定する日から、原則として、信託終了日現在において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して受託会社または前 の取引参加者から支払います。

受託会社は、収益分配金について支払開始日から5年経過した後に未払残高があるとき、および信託終了による償還金について支払開始日から10年経過した後に未払残高があるときは、当該金額を委託会社に交付するものとします。

受託会社は、前 の規定により委託会社に収益分配金および償還金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（２）一部解約（換金）の請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期（平成29年3月16日から平成30年3月15日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【楽天ETF - 日経ダブルインバース指数連動型】

(1)【貸借対照表】

区 分	前期 平成29年3月15日現在 金 額（円）	当期 平成30年3月15日現在 金 額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,130,498,936	4,182,440,267
コマーシャル・ペーパー	1,000,000,000	4,000,000,000
現先取引勘定	-	2,200,836,000
派生商品評価勘定	206,112	-
前払金	228,040,000	288,811,000
差入委託証拠金	677,250,000	819,540,000
流動資産合計	9,035,995,048	11,491,627,267
資産合計	9,035,995,048	11,491,627,267
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	201,113,736	315,198,700
未払金	466,728	1,002,323,748
未払受託者報酬	1,630,226	2,461,013
未払委託者報酬	12,634,251	19,072,858
その他未払費用	2,154,555	4,207,703
流動負債合計	217,999,496	1,343,264,022
負債合計	217,999,496	1,343,264,022
純資産の部		
元本等		
元本	12,331,000,000	19,476,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,513,004,448	9,327,636,755
（分配準備積立金）	39,854,482	95,152,763
元本等合計	8,817,995,552	10,148,363,245
純資産合計	8,817,995,552	10,148,363,245
負債純資産合計	9,035,995,048	11,491,627,267

（２）【損益及び剰余金計算書】

区 分	前期	当期
	自 平成28年 3月16日 至 平成29年 3月15日 金 額（円）	自 平成29年 3月16日 至 平成30年 3月15日 金 額（円）
営業収益		
受取利息	2,772	-
派生商品取引等損益	2,576,594,792	3,145,035,086
営業収益合計	2,576,592,020	3,145,035,086
営業費用		
支払利息	2,970,480	6,686,589
受託者報酬	2,602,038	4,696,819
委託者報酬	20,165,665	36,400,231
その他費用	4,157,751	7,514,642
営業費用合計	29,895,934	55,298,281
営業利益又は営業損失（ ）	2,606,487,954	3,200,333,367
経常利益又は経常損失（ ）	2,606,487,954	3,200,333,367
当期純利益又は当期純損失（ ）	2,606,487,954	3,200,333,367
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 （ ）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	890,235,518	3,513,004,448
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	10,330,492,400
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	-	10,330,492,400
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,796,752,012	12,944,791,340
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	1,378,717,730	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	418,034,282	12,944,791,340
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,513,004,448	9,327,636,755

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	コマーシャル・ペーパー 個別法に基づき時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年3月10日）の規定によっております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	前期 平成29年3月15日現在	当期 平成30年3月15日現在
1. 受益権総数	1,233,100口	1,947,600口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,513,004,448円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は9,327,636,755円であります。
3. 1口当たり純資産額 (100口当たり純資産額)	7,151.08円 (715,108円)	5,210.70円 (521,070円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	前期	当期
	自 平成28年 3月16日 至 平成29年 3月15日	自 平成29年 3月16日 至 平成30年 3月15日
分配金の計算過程		
A．当期配当等収益額	2,967,708円	6,686,589円
B．分配準備積立金	9,961,320円	39,854,482円
C．配当等収益合計額（A + B）	12,929,028円	46,541,071円
D．経費	26,925,454円	48,611,692円
E．収益分配可能額（C - D）	39,854,482円	95,152,763円
F．収益分配金	0円	0円
G．次期繰越金（分配準備積立金）（E - F）	39,854,482円	95,152,763円
H．口数	1,233,100円	1,947,600円
I．100口当たり分配金（（F / H）× 100）	0円	0円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき金融商品を保有しております。
2.	金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、売買目的有価証券、株価指数先物のほか、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。当該金融商品は金利変動リスク、価格変動リスク及び信用リスク等に晒されております。デリバティブ取引は、日経225先物であり、信託約款及びデリバティブ取引に関する社内規定の範囲内で行います。これらの取引には市場価格の変動に係るリスクなどがあります。
3.	金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類ごとに行っております。
4.	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

項 目	前期 平成29年3月15日現在	当期 平成30年3月15日現在
1. 貸借対照表計上額 と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価 で計上されているため、差額はあり ません。	貸借対照表計上額は原則として時価 で計上されているため、差額はあり ません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する 注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記 載しております。 (3)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳 簿価額にほぼ等しいことから、当該 帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する 注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記 載しております。 (3)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳 簿価額にほぼ等しいことから、当該 帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 平成29年3月15日現在	当期 平成30年3月15日現在
	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
コマーシャル・ペーパー	0	0
合計	0	0

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連

種類	前期 平成29年3月15日現在				当期 平成30年3月15日現在			
	契約額等 （円）	う ち 1 年 超	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	う ち 1 年 超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引								
先物取引								
売建	17,926,895,000	-	18,127,400,000	200,505,000	20,243,211,700	-	20,558,000,000	314,788,300
合計	17,926,895,000	-	18,127,400,000	200,505,000	20,243,211,700	-	20,558,000,000	314,788,300

（注）1．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 平成28年 3月16日 至 平成29年 3月15日	当期 自 平成29年 3月16日 至 平成30年 3月15日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	前期 自 平成28年 3月16日 至 平成29年 3月15日	当期 自 平成29年 3月16日 至 平成30年 3月15日
元本の推移		
期首元本額	6,050,000,000円	12,331,000,000円
期中追加設定元本額	25,461,000,000円	32,300,000,000円
期中一部解約元本額	19,180,000,000円	25,155,000,000円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
コマーシャル・ ペーパー	三菱商事1COB	1,000,000,000	1,000,000,000	
	日鉄住金テックス01JB	1,000,000,000	1,000,000,000	
	アサヒGHD0VVB	1,000,000,000	1,000,000,000	
	三菱UFJモルガ43LB	1,000,000,000	1,000,000,000	
コマーシャル・ペーパー 合計		4,000,000,000	4,000,000,000	
合計		4,000,000,000	4,000,000,000	

コマーシャル・ペーパーにおける券面総額欄の数値は、額面を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

(平成30年4月27日現在)

項目	金額または口数
資産総額	11,066,341,718円
負債総額	1,187,138,559円
純資産総額（ - ）	9,879,203,159円
発行済数量	2,081,600口
100単位当たり純資産額（ / ）	474,597円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（1）投資信託受益証券の名義書換

該当事項はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等による受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるように通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（4）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法および社振法等関係法令、諸規則等に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割（併合を含む。）できるものとします。

（6）償還金

償還金は、信託終了後40日以内の委託会社の指定する日から、原則として、償還日現在において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

（7）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（平成30年4月末日現在）

資本金	150百万円
発行する株式の総額	30,000株
発行済株式の総数	13,000株
過去5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

（2）会社の意思決定機構

取締役会

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠のために選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会は、その決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。またその決議をもって、代表取締役を選任します。

取締役会は、取締役会長または取締役社長が招集し、招集者がその議長となります。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議により定められた順序により、他の取締役がこれに代わります。

取締役会の招集通知は、会日から原則として1週間前までにこれを発します。ただし、緊急のときなどは、この期間を短縮することができます。また各取締役および監査役全員の同意があるときは、これを省略することができます。

取締役会は、会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数の賛成をもって行います。

監査役

経営のチェック機能として、業務監査および会計監査による違法または著しく不当な職務執行行為の監査を行います。

（本書提出日現在）

（3）投資運用の意思決定プロセス

投資政策委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しを検討し、これを基に資産配分の基本方針を決定します。

運用部は、投資政策委員会の決定に基づき、具体的な運用方針を決定します。

運用部のファンドマネジャーは、上記運用方針および運用にかかる諸規則等に従って、ポートフォリオを構築・管理します。

コンプライアンス部は、投資信託財産の運用にかかるコンプライアンス状況のモニタリングを行い、これを運用部にフィードバックします。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

平成30年4月末日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

種 類	本 数	純資産総額
追加型株式投資信託	33本	148,556百万円
合 計	33本	148,556百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である楽天投信投資顧問株式会社（以下「当社」といいます。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます。）、並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年8月30日大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）、並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けており、中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日現在)		当事業年度 (平成29年3月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		633,193		617,562
金銭の信託		1,300,000		1,300,000
前払費用		3,746		887
未収入金		5,305		1,648
未収委託者報酬		163,708		168,194
立替金		5,135		5,331
繰延税金資産		15,498		10,130
その他		-		5,001
流動資産計		2,126,587		2,108,756
固定資産				
有形固定資産	1	50,173	1	43,782
建物（純額）		29,623		26,421
器具備品（純額）		20,550		17,361
無形固定資産		0		0
ソフトウェア		0		0
投資その他の資産		1,300		4,324
投資有価証券		-		3,351
長期前払費用		1,300		972
固定資産計		51,474		48,106
資産合計		2,178,062		2,156,863
負債の部				
流動負債				
預り金		6,148		7,953
未払費用		89,429		83,642
未払消費税等		-		1,601
未払法人税等		132,298		31,595
賞与引当金		18,276		17,642
役員賞与引当金		6,956		388
その他流動負債		-		7,008
流動負債計		253,109		149,832
固定負債				
繰延税金負債		813		611
資産除去債務		5,699		5,699
固定負債計		6,512		6,311

負債合計	259,622	156,143
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,000	150,000
資本剰余金		
資本準備金	400,000	400,000
その他資本剰余金	229,716	229,716
資本剰余金合計	629,716	629,716
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,138,723	1,220,760
利益剰余金合計	1,138,723	1,220,760
株主資本合計	1,918,439	2,000,476
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	244
評価・換算差額合計	-	244
純資産合計	1,918,439	2,000,720
負債・純資産合計	2,178,062	2,156,863

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）	当事業年度 （自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	1,800,131	1,296,283
その他営業収益	1	-
営業収益計	1,800,132	1,296,283
営業費用		
支払手数料	807,316	544,973
広告宣伝費	1,724	2,605
通信費	65,017	65,880
協会費	2,403	2,122
諸会費	93	84
営業費用計	876,554	615,666
一般管理費	1・2	1・2
一般管理費	351,313	334,182
営業利益	572,264	346,434
営業外収益		
受取利息	148	5
有価証券利息	1,109	551
投資有価証券売却益	-	57
雑収入	27	87
営業外収益計	1,285	701
営業外費用		
投資有価証券売却損	166	-
為替差損	84	225
営業外費用計	250	225
経常利益	573,299	346,911
特別利益		
投資有価証券売却益	65	-
特別利益計	65	-
特別損失		
固定資産除却損	1,850	-
固定資産売却損	-	185
事務所移転費	7,157	-
その他特別損失	-	7,008
特別損失計	9,007	7,193
税引前当期純利益	564,356	339,717
法人税、住民税及び事業税	155,630	102,622
法人税等調整額	33,471	5,058
法人税等合計	189,102	107,681
当期純利益	375,254	232,036

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金				
	繰越利益剰余金	合計				
当期首残高	763,469	763,469	1,543,185	47	47	1,543,232
当期変動額						
当期純利益	375,254	375,254	375,254			375,254
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				47	47	47
当期変動額合計	375,254	375,254	375,254	47	47	375,207
当期末残高	1,138,723	1,138,723	1,918,439	-	-	1,918,439

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金				
	繰越利益剰余金	合計				
当期首残高	1,138,723	1,138,723	1,918,439	-	-	1,918,439
当期変動額						
剰余金の配当	150,000	150,000	150,000			150,000
当期純利益	232,036	232,036	232,036			232,036
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				244	244	244
当期変動額合計	82,036	82,036	82,036	244	244	82,280
当期末残高	1,220,760	1,220,760	2,000,476	244	244	2,000,720

〔注記事項〕

（重要な会計方針）

１．資産の評価基準及び評価方法

（１）有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

（２）金銭の信託

時価法によっております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物 10年

器具備品 4～20年

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

（２）無形固定資産

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

（３）長期前払費用

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

（2）賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（3）役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する将来の支給見込額のうち、当事業年度末において負担すべき額を計上しております。

4. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（貸借対照表関係）

1. 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
有形固定資産	6,785千円	12,247千円

（損益計算書関係）

1. 役員報酬の範囲

	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
取締役 年額	200,000千円	200,000千円
監査役 年額	30,000千円	30,000千円

2. 一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
人件費	168,104千円	170,093千円
減価償却費	10,317千円	8,127千円
賞与引当金繰入額	18,276千円	26,568千円
役員賞与引当金繰入額	6,956千円	1,367千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．剰余金の配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	150	11,538.46	平成28年3月31日	平成28年6月29日

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っております。

当社では保有する金融資産・負債から生ずる様々なリスクを横断的かつ効率的に管理し、財務の健全性の維持を図っております。

なお、余資運用に関しては、預金等安全性の高い金融資産で運用しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金・預金は、国内通貨による預金等であり、短期間で決済されるため、為替変動リスクや価格変動リスクは殆どないと認識しております。金銭の信託は、主に債権等を裏付けとした証券化商品を運用対象としておりますが、保有している証券化商品の外部格付機関による格付評価が高いため、価格変動リスクは殆どないと認識しております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは殆ど無いと認識しております。

投資有価証券は当社運用投資信託であり、当初自己設定および商品性維持を目的に保有しております。当該投資信託は為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、投資金額はその目的に応じた額にとどめられており、リスクは極めて限定的であると認識しています。

未払費用につきましては、そのほとんどが一年以内で決済されます。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	633,193	633,193	-
(2) 金銭の信託	1,300,000	1,300,000	-
(3) 未収委託者報酬	163,708	163,708	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	-	-	-
資産計	2,096,901	2,096,901	-
負債			
(1) 未払費用	89,429	89,429	-
(2) 未払法人税等	132,298	132,298	-
負債計	221,727	221,727	-

当事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	617,562	617,562	-
(2) 金銭の信託	1,300,000	1,300,000	-
(3) 未収委託者報酬	168,194	168,194	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	3,351	3,351	-
資産計	2,089,108	2,089,108	-
負債			
(1) 未払費用	83,642	83,642	-
(2) 未払法人税等	31,595	31,595	-
負債計	115,238	115,238	-

（注）１．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金 (2)金銭の信託 (3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1)未払費用 (2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	633,193	-
金銭の信託	1,300,000	-
未収委託者報酬	163,708	-
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-
合　　計	2,096,901	-

当事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	617,562	-
金銭の信託	1,300,000	-
未収委託者報酬	168,194	-
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-
合　　計	2,085,756	-

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成29年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
（1）株式	-	-	-
（2）債券	-	-	-
（3）その他	3,351	3,000	351
小　　計	3,351	3,000	351
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
（1）株式	-	-	-
（2）債券	-	-	-
（3）その他	-	-	-
小　　計	-	-	-
合　　計	3,351	3,000	351

2. 売却した其他有価証券

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	57,526	65	166
合計	57,526	65	166

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	3,057	87	30
合計	3,057	87	30

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
未払費用	1,268千円	983千円
未払事業所税	203千円	194千円
未払事業税	8,386千円	1,345千円
賞与引当金	5,640千円	5,444千円
減価償却超過額	232千円	542千円
繰延資産	571千円	395千円
資産除去債務	1,745千円	1,745千円
その他	6,018千円	11,184千円
繰延税金資産小計	24,066千円	21,835千円
評価性引当金	7,764千円	10,766千円
繰延税金資産合計	16,302千円	11,068千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	107千円
建物付属設備	1,617千円	1,442千円
繰延税金負債合計	1,617千円	1,549千円
繰延税金資産純額	14,685千円	9,518千円
繰延税金負債純額	-	-

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	33.06%	30.86%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.40%	0.48%
住民税均等割等	0.05%	0.09%
評価性引当額の増減	0.81%	0.88%
その他	0.81%	0.62%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.51%	31.70%

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年３月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.10%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62%にそれぞれ変更されております。

この税率変更による影響は軽微であります。

（資産除去債務関係）

１．当該資産除去債務の概要

建物賃貸借契約に基づき使用する建物等の、退去時における原状回復義務であります。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年と見積り、割引率を0%として資産除去債務の金額を計算しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
期首残高	-	5,699千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	5,699千円	-
時の経過による調整額	-	-
見積りの変更による増加額	-	-
資産除去債務の履行による減少額	-	-
期末残高	5,699千円	5,699千円

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）及び当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合 計
外部顧客への営業収益	1,800,132	-	-	1,800,132

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合 計
外部顧客への営業収益	1,296,283	-	-	1,296,283

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都世田谷区	7,495 (平成28年3月31日現在)	インターネット証券取引サービス業	-	兼任 2人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料等	361,096	未払費用	23,852
								出向者の人件費等	6,647		

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都世田谷区	7,495 (平成29年3月31日現在)	インターネット証券取引サービス業	-	兼任 2人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料等	245,111	未払費用	24,799
								出向者の人件費等	13,840		

（注）１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．証券投資信託の代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

楽天株式会社（東京証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）	当事業年度 （自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）
１株当たり純資産額	147,572円30銭	153,901円56銭
１株当たり当期純利益金額	28,865円73銭	17,848円94銭

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	前事業年度 （自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）	当事業年度 （自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）
１株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額（千円）	375,254	232,036
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	375,254	232,036
普通株式の期中平均株式数（株）	13,000.00	13,000.00

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間 (平成29年9月30日)		
資産の部		
流動資産		
現金・預金		586,501
金銭の信託		1,300,000
前払費用		7,537
未収入金		686
未収委託者報酬		148,562
立替金		8,700
繰延税金資産		8,197
その他		5,000
流動資産計		2,065,187
固定資産		
有形固定資産	1	39,695
建物（純額）		24,819
器具備品（純額）		14,875
投資その他の資産		19,395
投資有価証券		18,587
長期前払費用		808
固定資産計		59,091
資産合計		2,124,279

(単位：千円)

当中間会計期間 (平成29年9月30日)		
負債の部		
流動負債		
預り金		6,171
未払費用		89,154
未払消費税等		10,313
未払法人税等		45,918
賞与引当金		13,877
役員賞与引当金		4,258
流動負債計		169,693
固定負債		
繰延税金負債		428
資産除去債務		5,699
固定負債計		6,128
負債合計		175,822
純資産の部		
株主資本		
資本金		150,000

資本剰余金	
資本準備金	400,000
その他資本剰余金	229,716
資本剰余金合計	629,716
利益剰余金	
その他利益剰余金	1,168,332
繰越利益剰余金	1,168,332
利益剰余金合計	1,168,332
株主資本合計	1,948,049
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	407
評価・換算差額合計	407
純資産合計	1,948,457
負債・純資産合計	2,124,279

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成29年4月 1 日 至 平成29年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	607,141
営業収益計	607,141
営業費用	
支払手数料	250,265
広告宣伝費	2,100
通信費	32,403
協会費	948
諸会費	18
営業費用計	285,736
一般管理費	1
営業利益	150,394
営業外収益	
受取利息	3
有価証券利息	404
営業外収益計	407
営業外費用	
為替差損	5
営業外費用計	5
経常利益	150,796
特別利益	
特別利益計	-
特別損失	
その他特別損失	10,492
特別損失計	10,492
税引前中間純利益	140,304
法人税、住民税及び事業税	41,054
法人税等調整額	1,677
中間純利益	97,572

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	-	-	-	-
当中間期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余 金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	1,220,760	1,220,760	2,000,476	244	244	2,000,720
当中間期変動額						
剰余金の配当	150,000	150,000	150,000			150,000
中間純利益	97,572	97,572	97,572			97,572
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				163	163	163
当中間期変動額合計	52,427	52,427	52,427	163	163	52,263
当中間期末残高	1,168,332	1,168,332	1,948,049	407	407	1,948,457

注記事項

（重要な会計方針）

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

（2）金銭の信託

時価法によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年

器具備品 4年～20年

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

（2）長期前払費用

定額法によっております。

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

（2）賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

（3）役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間末において負担すべき額を計上しております。

4．その他中間財務諸表作成の為の基本となる重要な事項

（1）消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当中間会計期間の費用として処理しております。

（中間貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

当中間会計期間（平成29年9月30日）	
有形固定資産の減価償却累計額	15,454千円

（中間損益計算書関係）

1 減価償却実施額

当中間会計期間 （自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日）	
有形固定資産	4,087千円
無形固定資産	-
合 計	4,087千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	150	11,538.46	平成29年3月31日	平成29年6月29日

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成29年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、並びにこれらの差額については次の通りです。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	586,501	586,501	-
(2) 金銭の信託	1,300,000	1,300,000	-
(3) 未収委託者報酬	148,562	148,562	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	18,587	18,587	-
資産計	2,053,652	2,053,652	-
負債			
(1) 未払費用	89,154	89,154	-
(2) 未払法人税等	45,918	45,918	-
負債計	135,072	135,072	-

（注）金融商品の時価算定の方法

資産

(1)現金・預金 (2)金銭の信託 (3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1)未払費用 (2)未払法人税等

未払費用及び未払法人税等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

その他有価証券

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

区分	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
中間貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	18,587	18,000	587
小 計	18,587	18,000	587
中間貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小 計	-	-	-
合 計	18,587	18,000	587

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当該資産除去債務の総額の増減

当中間会計期間 （自 平成29年4月 1日 至 平成29年9月30日）	
期首残高	5,699千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	-
見積りの変更による増加額	-
中間期末残高	5,699千円

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託運用業務	合 計
外部顧客への営業収益	607,141	607,141

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	当中間会計期間 (自 平成29年4月 1 日 至 平成29年9月30日)
1株当たり純資産額	149,881円30銭
1株当たり中間純利益金額	7,505円60銭

（注）１．潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して
おりません。

２．１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 平成29年4月 1 日 至 平成29年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	
中間純利益金額（千円）	97,572
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	97,572
普通株式の期中平均株式数（株）	13,000.00

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）および（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）および（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額 (平成30年4月末日現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	三井住友信託銀行 342,037百万円 (日本トラスティ・サービス信託銀行 51,000百万円)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

設立年月日：平成12年6月20日

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成30年4月末日現在)	事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
クレディ・スイス証券株式会社	78,100百万円	
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	5,505百万円	
メリルリンチ日本証券株式会社	119,440百万円	

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・基準価額の計算などを行います。
 なお、投資信託財産の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行に再信託することができます。

(2) 販売会社

当ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、投資信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当該計算期間において提出された、当ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は以下の通りです。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	平成29年6月15日
有価証券報告書	平成29年6月15日
半期報告書	平成29年12月14日
有価証券届出書の訂正届出書	平成29年12月14日

独立監査人の監査報告書

平成 2 9 年 5 月 2 3 日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	伊 藤	志 保 印
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	福 村	寛 印
業務執行社員			

当監査法人は、金融商品取引法第 1 9 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までの第 1 1 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の平成 2 9 年 3 月 3 1 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成 30年 4月 26日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	伊 藤	志 保 印
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	福 村	寛 印
業務執行社員			

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている楽天ETF - 日経ダブルインバース指数連動型の平成29年3月16日から平成30年3月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天ETF - 日経ダブルインバース指数連動型の平成30年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

楽天投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年11月10日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	伊 藤	志 保 印
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	福 村	寛 印
業務執行社員			

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（　）１．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。